
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和 4 年下川町議会定例会を再開し、11 月第 2 回臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、6 番 蓑谷春之 議員及び 7 番 小原仁興 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和 4 年下川町議会定例会 11 月第 2 回臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、11 月第 2 回臨時会議に提案されます議案等の審議要領等について審議を行いました。

11 月第 2 回臨時会議の提案事項については、町長提案が 1 件で、内容は一般議案 1 件であります。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、11 月第 2 回臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。本日提案される町長提案 1 件、議会提案 1 件、合わせて 2 件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、11 月第 2 回臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、11 月第 2 回臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第39号「議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案提案を述べさせていただく前に、本臨時会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

晩秋の時期を迎え、既に初雪に触れ、厳しく長い冬の到来を感じる今日この頃でございますが、このような折、下川町議会 11 月第 2 回臨時会議の御案内をさせていただきましたところ、議員各位には、大変御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございました。

今回の議案提案につきましては、工事請負契約の変更についての議案を提案させていただくところでございます。議員各位には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。それでは提案理由を述べさせていただきます。

議案第 39 号 議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年下川町議会定例会 7 月臨時会議において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議決いただきました「下川浄水場建設工事」につきまして、設計変更に伴い工事請負金額を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

設計変更及び工事請負金額変更の理由につきましては、資材不足による納入遅延によって建屋の建造が遅れ、当初予定していなかった防寒養生を伴う施工を実施する必要性が生じたことから、設計変更を行い、工事請負金額を増額するものでありまして、契約金額につきましては、当初の 13 億 1,230 万円から、防寒養生の追加分として 4,015 万 2,200 円増額し、13 億 5,245 万 2,200 円とするものであります。

また、11 月 2 日に開会されました令和 4 年下川町議会定例会 11 月臨時会議で、下川浄水場整備事業の継続費補正につきまして御議決をいただきましたが、本整備事業に係る今後の見込額を含めて補正させていただいており、今後想定しております建設資材等の単価高騰に伴う設計変更につきましては、各年度末の工事出来高に対してスライド条項を適用し、対応していきたいと考えております。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは私から、議案第 39 号 議会の議決に付すべき工事請負契約の変更の概要につきまして、議案第 39 号説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

本案は、令和 4 年下川町議会定例会 7 月臨時会議において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議決いただきました「下川浄水場建設工事」につきまして、設計変更に伴い工事請負金額を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

説明資料上段の欄、継続費：施工内容変更分を御覧ください。今回、工事請負金額の変更を行うのは、資材不足による納入遅延により、建屋の建造が遅れたことから、防寒養生を伴う施工を追加実施するための設計変更を行い、工事請負金額を増額するものであります。設計変更額につきましては、防寒養生費として総額 4,017 万 8,886 円となりますが、工事請負の変更額は資料下段の欄、変更後工事請負額…これがそれに当たりまして、設計変更金額に落札率を掛けた 4,015 万 2,200 円が工事請負費の増額分となり、当初の工事請負額 13 億 1,230 万円にこれを加えた 13 億 5,245 万 2,200 円が変更後の工事請負金額となります。

資料の下から 2 段目の欄、継続費補正額を御覧ください。11 月 2 日に開催されました令和 4 年度下川町議会定例会 11 月臨時会議において、下川浄水場整備事業の継続費補正につきまして御議決をいただきましたが、これは本建設工事に関わる今後の見込額を含めて継続費を補正させていただいております。今回の防寒養生の追加施工による施工内容変更分と、今後の建設資材の高騰によりスライド条項を適用した対応を想定しているものがスライド条項適用予定分となり、この二つを合わせた継続費補正額を 9,992 万円として計上させていただき、御議決をいただいております。

今後、建設資材高騰により設計変更を予定している建設資材等については、資料の上から 2 段目の欄、継続費：スライド条項適用予定分を御覧ください。鋼材類では、建物の構造用材料である異形鉄骨類、鉄製扉などの鉄製ステンレス製の金属製建具類を想定しています。その他工事材料として、建築構造物用の普通コンクリート類、その他主要な工事材料として、アクリル被覆鋼板などの金属加工された金属二次製品類、窓サッシなどのアルミ製の金属製建具類、暖房設備や換気設備といった建築機械類、浄化装置である膜ろ過装置を想定しており、試算した合計金額は 5,973 万 4,301 円となります。

また、今後の建設資材等高騰に伴います契約変更につきましては、工事出来形分などを精査し対応していきたいと考えております。つまり、今回は施工内容に伴います 1 回目の契約変更となり、今後、出来形分などに対応する形で契約変更を予定しております。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） ちょっと私の理解度が無くてですね…申し訳ないんですが、教えていただきたいんですが、今、町長から議案の説明がありましたけども、ここにですね…後半部分ですけども、今後想定している建設資材の単価高騰に伴う設計変更につきましては、各年度末の工事出来高に対してスライド条項を適用すると。これは私の理解ですけども、今こういう時期ですから、普通の…1 年前、2 年前だったら…それを平時とするとですね、今はこういう時期ですから資材がどれだけ上がるかっていうのも町としても予想がつかない、業者としても予想がつかない、そういうことをまず前提にしてね…それが前提にあって、今後もこの単価高騰に伴う金額の上昇分…工事費の…それをその都度協議しながら金額を決めて、そして議会に議決を求める、こういう理解でよろしいですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） ただいまの斉藤議員からの御質問ですけども、スライド条項につきましては、インフレスライド、単品スライド等ありますけども、今回につきましては単品スライドを想定しております。こちらにつきましては、その出来形に応じて条項を適用させたいというふうに思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） ちょっとこの話の前提になるんですけど、工事契約を結ぶ際に…なぜこれを聞くかという、全国的にこういう資材、人件費、あらゆるものが高騰していて、公共事業を請け負う業者が減っていると、手を挙げないと、中には入札かけても誰も来ないとか、そういう事態も報道ではあります。確かに、もし私がそちらの立場だったら、ちょっと怖くて手を出せない。そこで、この契約を結ぶ時に、こういう状況だから今後も資材も上がるでしょうと、だからそれをきちっとのんでくれた上で契約しましょうと、こういう…今僕が喋った…そういう言葉じゃなくても、そのへんをきちっと決めて、そして契約を結んでいたのかどうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 今回の場合は急激な物価高騰に対応したものでありまして、こういった契約金額の変更につきましては、約款の第 25 条第 1 項からの第 6 項まで記載されておりまして、その中の第 25 条の第 5 項では、急激な資材等の高騰に対しては対応するというふうなことがうたわれておりますし、第 26 条では、国内のインフレ状況によりまして対応していくといったことが書かれております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） 要するに 25 条、26 条の約款に基づいてやりますよと。でもその中には、こういう状況だから…今後どういうふうになるか分からないから、だからきちっとここだけはのんでくださいよと、そういう前提が無いと業者も怖くて入札…札入れられないでしょ。後全部…上がった分あんたみなさいなんて言ったら、どこの業者だってやらないわけだから。例えばですよ、私も 30 年前に自分の家を建てる時に、やっぱり金額を決めて…この中でやってくださいと、ちょっとね…類似事項には当てはまらないけども…その中でもし上がったとしたらそれは業者の中で、ここはこれで入れるけども…ここは安くしちゃうとか、そういうやり繰りで多分できると。それとこれとは全然違うんだけど、だから業者としてはそこが…今、25 条、26 条って言ったけども、そこがきちっと明記された上で受けたんでしょっていうことを言ってるんです。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 議員が言われたとおりかと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。
5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 議案第 39 号の説明資料の二重丸で…継続費補正内訳ということで、継続費で施工内容変更分、スライド条項適用予定分、継続費補正額 9,992 万円、これは 2 日に変更になった継続費の変更の内訳ということの理解で、あくまで今回の契約金額の変更というのは、一番下の変更後工事請負額というところの…だから今日はこの一番下の四角で囲ったところの内容を議論してるという…確認ですけども…それでよろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） その理解で大丈夫です。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） すいません…であれば、先週 2 日の日がこの上の…4 分の 3 近くの…これが前回の臨時会議での議論の内容で、今回はこの変更後…。では、前回はこの 9,992 万円…継続費を補正したんだけど、そのうち今回は 4,015 万 2,200 円を契約に加えたという…だから先週は 9,992 万円…工事費が増えるんだなと思って認めたんですけども、今回そのうちの…かかる分は養生にかかるということで 4,000 万某が今回、契約で増える分という、残りの 5,000 万…というのはまた別に議論というか…提案がそ

のうちあるということによろしいんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） そのとおりでございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。
7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 斉藤議員と話が被ります…今回、出来高分に対してスライド条項…これ各年度末という表現でございました。これは本来、行政の予算っていうのは金額が決まって、金額の中でしっかりやってもらう、基本的には業者が受けて…札を落として、落とした以上はの中でやっていく、たとえばみ出ても…それは業者が泣くこと、工期内は工期内でしっかり収めていく、厳しい事をいえば…できるって言ったからやるんでしょっていう話なんだと思います。

そこで、年度末で出来高分をスライド条項でやっていく…これっていうのは端的に言えば、行政が…または議会は、どんな金額であっても高くなった分は全額見ますよ…そういうような理解の提案なんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） あのですね、工事に関しまして、1%以上…上昇した分はですね、これは国からもですね、それは協議の上、対応するといったことが…指導が来ております。今回もですね、想定しているのは、工事費の 1%以上の上昇があるものだという事を想定して予算を確保したことでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） それは現時点で 1%以上…上がった分については見るっていうんだったら理解します。年度末まで見て、出来高に対して見るっていう部分というのは、全部の上昇分を見るんですか、私はそういうふうに聞いてます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 今回想定しておりますのは、単品スライド条項の適用を想定した予算取りになっております。この場合は、ここに記載している鋼材ですとか、コンクリート類ですとか、そういったものが指定されておりますので、あるいは受託者

と受注者の間の協議により決めるということになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 分かりやすく…回答してください。これは見るのか見ないのか…これだけ、見ないんだったら見ないでいいです。今言った分については、上昇分は全額見るっていう話なのか、そうでないのか、そこだけ…そうなのかそうでないのか、そういうふうな表現で回答をしてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 端的に言うと…見るということでお答えしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今、見るって言いましたけども、先ほど課長の方から説明があったとおり、このスライド条項っていうのは約款に決められておりまして、当然、国等もここを適用して対応しているということです。それで、あくまでも基準がございしますので、その基準にはまったところ、それから協議の結果によってですので、上がった分全て見るということではなくて、その協議の結果、決まったものについては見るということになるかと思いますが、それが全額というのか…そのへんはちょっとあれですけども…最終的にはルールに基づいて協議をした上で、対象となるものについては見ていくという考え方です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。ほかにありませんか。
4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 何点か質問いたします。御案内のとおり、特別の要因でということですが、工事請負契約の変更の提案理由の中に、契約外で…前回の補正で…先ほどから質問がありますとおり、工事の出来高でスライド条項を適用する…出来高っていうのがございます。この表現が適切かどうかということもあるんでしょうけど、それを踏まえて…ちょっと確認を…建設資材等の価格ですね、今後想定してということでは予算が議決されたんですが、先ほどからあるとおり…再度確認になりますけども、頻度の高い主要な材料ということで、先ほどからありますとおり…全てのものに対して対象にしないという説明があったかと思うんですが、それでいいかどうかということ、あと、1%ということでは…上がった分ですね…1%これ…受託事業者さんが負担するということになると思うんですが、1%以上上がったものかどうか。それから、基準となる請負代金の考え方というのは、これまで概算払いとかやっていますよね…概算払

いは除くということで理解をしていいかどうかというのと、それから、出来高っていう…最後、出来高精算みたいなイメージがあるんですけど、積算価格…いわゆる積算単価が基準になるという考え方でないのかなと思うんですが、そのへんを確認をさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 4点の答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） まずですね、出来高ですけども、出来高に対応することになっていまして、適用時期につきましては、業者からの申請に基づきやることになっておりますので、申請時期につきましては、部分払いの時期、あるいは工事終了時の精算時、工事単品であればいずれかの時期にやるということになろうかと思えます。ものに関しましては、精算払いの時に領収書等ですね…実際に単価が上がったというふうな資料を添付していただくことになっておりまして、それに基づいてスライド条項を適用させるということになっております。業者負担については1%ということになりまして、出来高相当分の1%を超えた部分につきましては…1%のものにつきましては、受注者の負担…工事の出来に対する資材も1%を超えた部分を適用させるということになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） あと、概算払いとか出来高払いの…はい、平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 今しているのは前払金ですが、部分払いをした場合はですね、適用に…その以降の部分になるという形になりますけども、その部分もですね、部分払いする時に双方の協議によりまして最終的に精算時にということであれば、最終時の精算時で精算できるということになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 補足説明ありますか…はい。
それでは引き続き…4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 2点…出来高という言葉はそのままなのでしょうけど、契約変更をするということになるんですが、基準日はいつになるんですか。工期があって…工期末があって、いつ基準日となって議会の…これ変更が伴うんでしょうけど…変更契約がいつされて…スケジュール感ですね…いつ議会に上がるようなイメージでおられるんですか。

もう1点、出来高という言葉をね…動くとしたら…御案内のとおり、設計単価と実際の出来高の価格があるから、これは出来高で精算するということは、100円のものが…普通業者さんは100円以上では入れないわけで、100円で入れるものは全部安く…それも全部出来高で精算するっていう理解でいいんですか。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 単品スライド…適用させた場合になりますが、この場合は、工事末期の２か月前までに請求を行うということになっております。この請求日に関わらず、単品スライド条項の場合は、工事開始日からそれ以降に調達した品目に対してスライドの適用ということになります。全てのものではなく、項目としてはこちらの方で協議いたしまして品目を決めるということになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） スケジュール感…平野建設水道課長…追加。

○建設水道課長（平野好宏君） 単品スライドを想定した場合は、２か月前ですので、工期末になろうかというふうに考えております。ほか、インフレスライドを適用させる場合であれば、おそらく２月ないし３月、そして、全体スライドを適用させるとなった場合は７月末以降になろうかと考えております。議会の報告ですけども、その協議終了後、内容が適当であると判断した時には、上申し、契約変更の伺いを立てますので、その時点で議会の議決を求めるということになろうかと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ４番 春日議員。

○４番（春日隆司君） 提案理由にあるとおり、本題の契約外の…提案理由にある話なんですが、今の話でいうと、全体スライドか、単品スライドか、インフレスライドか…何を採用するかまだ決まっていってという言い方に聞こえたんですが、そういう理解でいいんですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 試算につきましては単品スライドを想定しておりますが、各スライドは並行してつなぐことが可能となっております。ですので、今段階ではどのスライドを使っていくかということはまだ決まっておりません。以上です。

○議長（近藤八郎君） 春日議員の質問…３回ですが、よろしいですか…はい。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
討論を省略し、直ちに採決に入ります。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和 4 年下川町議会定例会 11 月第 2 回臨時会議を閉会といたします。

午後 2 時 5 5 分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで町長から申し出により御挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 本臨時会議の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げますと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員御出席を賜り、提案させていただいた案件をお認めいただいたことに深く感謝申し上げる次第でございます。議員各位には、今後とも御指導を賜りますことを心よりお願い申し上げます。

さて、閉会の御挨拶の場を利用して御案内させていただきたいと思いますが、先般、議員の皆さんと教育委員会職員が合同で視察をいたしました旧菱光小学校に保管してある物品について、町民の皆様を対象に今月 1 日より無償譲渡を実施しているところでございます。これらの物品につきましては、保管後一定程度時間も経過したことから、これらを処分する手続を行い、この度譲渡する運びとなった次第でございます。期日を今週末の 11 日までとしてございますので、町民の皆様の御要望を賜りますことをお願い申し上げ、御案内とさせていただきます。

以上、議員各位、並びに町民の皆様には、今後更に寒さが募ってまいりますので、健康管理に十分御留意いただきますことを御祈念し、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 本日は、以上をもって散会といたします。御苦労さまでございました。